

令和元年第3回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料

(9 月 6 日 提 案 分)

県 土 整 備 局

目 次

ページ

1	港湾の設置及び管理等に関する条例 新旧対照表	1
2	神奈川県建築基準条例 新旧対照表	2

1 港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和 39 年神奈川県条例第 93 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(利用料等の減免)</p> <p>第 12 条 次に掲げる船舶、車両又は貨物については、船舶給水施設以外の施設の利用についての利用料を免除する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第 1 項の利用料を減免することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) その他知事が特に<u>必要と認める</u></p> <hr/> <p>_____とき。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(利用料等の減免)</p> <p>第 12 条 次に掲げる船舶、車両又は貨物については、船舶給水施設以外の施設の利用についての利用料を免除する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第 1 項の利用料を減免することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) その他知事が特に<u>認める船舶又は車両により港湾の施設を利用するとき</u>。</p> <p>3 (略)</p>

2 神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）新旧対照表

改正	現行
<p>(設置の禁止)</p> <p>第13条 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、これらの用途に供する部分の主要構造部が政令第112条第2項に規定する1時間準耐火基準（以下「1時間準耐火基準」という。）に適合する準耐火構造でないものの上階に設けてはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(設置の禁止)</p> <p>第13条 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、これらの用途に供する部分の主要構造部が政令第112条第1項に規定する1時間準耐火基準（以下「1時間準耐火基準」という。）に適合する準耐火構造でないものの上階に設けてはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(長屋の構造等)</p> <p>第20条 3階を長屋の用途に供する建築物（階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のものであつて、政令第110条の5の技術的基準に従つて警報設備を設けたものを除く。）は耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物であつて知事が別に定める基準に適合するものとし、4階以上の階を長屋の用途に供する建築物は耐火建築物としなければならない。ただし、重ね建て長屋の用途に供する部分のない建築物にあつては、準耐火建築物又は知事が別に定める構造方法を用いる建築物とすることができる。</p>	<p>(長屋の構造等)</p> <p>第20条 3階を長屋の用途に供する建築物は耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物であつて知事が別に定める基準に適合するものとし、4階以上の階を長屋の用途に供する建築物は耐火建築物としなければならない。ただし、重ね建て長屋の用途に供する部分のない建築物にあつては、準耐火建築物又は政令第136条の2の技術的基準に適合する建築物とすることができる。</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>(大規模店舗の屋外への出口)</p> <p>第28条 大規模店舗の避難階においては、避難階段又は特別避難階段から屋外に直接通ずる出口を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 階段から屋外への出口のうち1以上の出口に至る通路部分を準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（政令第112条第18項の規定に適合するこれらの防火設備に限る。以下同じ。）で区画した場合</p>	<p>(大規模店舗の屋外への出口)</p> <p>第28条 大規模店舗の避難階においては、避難階段又は特別避難階段から屋外に直接通ずる出口を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 階段から屋外への出口のうち1以上の出口に至る通路部分を準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（政令第112条第13項の規定に適合するこれらの防火設備に限る。以下同じ。）で区画した場合</p>